別表第一（第一条関係）

区分	金額	電子申請による場合における金額
一　原子力発電所の設置の工事	千五十万千六百円	千四十八万二千六百円
二　原子力発電所の変更の工事	千十六万千七百円	千十四万二千七百円
（一）発電設備（発電機器並びにその発電機器と一体となって発電の用に供される原動力設備及び電気設備の総合体をいう。以下同じ。）の設置の工事		
（二）発電設備の設置の工事以外の変更の工事		
1　原子力設備に係る工事		
(1)　原子炉本体に係る工事		
イ　熱出力の変更を伴う改造の工事	三百六十四万九千百円	三百六十三万百円
ロ　熱出力の変更を伴う改造の工事以外の変更の工事	四十二万九千七百円	四十一万七千百円
(2)　原子炉冷却系統設備に係る工事	四十二万九千七百円	四十一万七千百円
(3)　計測制御系統設備に係る工事	四十二万九千七百円	四十一万七千百円
(4)　燃料設備に係る工事	四十二万九千七百円	四十一万七千百円
(5)　放射線管理設備に係る工事	四十二万九千七百円	四十一万七千百円
(6)　廃棄設備に係る工事	四十二万九千七百円	四十一万七千百円
(7)　原子炉格納施設に係る工事	四十二万九千七百円	四十一万七千百円
(8)　排気筒に係る工事	二十三万四千円	二十二万四千六百円
(9)　蒸気タービンに係る工事		
イ　設置又は取替えの工事	五十七万五千四百円	五十六万六千円
ロ　取替え以外の変更の工事	二十八万二千五百円	二十七万三千百円
(10)　補助ボイラーに係る工事		
イ　設置又は取替えの工事	四十七万八千三百円	四十五万九千三百円
ロ　取替え以外の変更の工事	二十三万四千円	二十二万四千六百円
(11)　補助ボイラーに属する燃料燃焼設備に係る工事	二十三万四千円	二十二万四千六百円
(12)　補助ボイラーに属するばい煙処理設備に係る工事	二十三万四千円	二十二万四千六百円
2　電気設備に係る工事		
(1)　発電機に係る工事		
イ　容量三万キロボルトアンペア未満の発電機に係るもの（容量を三万キロボルトアンペアとするものを除く。）	十一万九千四百円	十一万千百円
ロ　容量三万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を三万キロボルトアンペア以上三十万キロボルトアンペア未満とするもの及び容量三万キロボルトアンペア以上三十万キロボルトアンペア未満の発電機に係るもの（容量を三十万キロボルトアンペア以上とするものを除く。）	二十万九千三百円	二十万二百円

ハ　容量三十万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を三十万キロボルトアンペア以上六十万キロボルトアンペア未満とするもの及び容量三十万キロボルトアンペア以上六十万キロボルトアンペア未満の発電機に係るもの（容量を六十万キロボルトアンペア以上とするものを除く。）	二十五万六千八百円	二十四万七千七百円
ニ　容量六十万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を六十万キロボルトアンペア以上とするもの及び容量六十万キロボルトアンペア以上の発電機に係るもの	三十万五千五百円	二十九万五千五百円
(2)　変圧器に係る工事（これに伴う他の電気設備（発電機、周波数変換機器及び整流機器を除く。）の設置又は変更の工事を含む。）		
イ　容量五万キロボルトアンペア未満の変圧器に係るもの（容量を五万キロボルトアンペア以上とするものを除く。）	十一万九千四百円	十一万千百円
ロ　容量五万キロボルトアンペア未満の変圧器の容量を五万キロボルトアンペア以上三十万キロボルトアンペア未満とするもの及び容量五万キロボルトアンペア以上三十万キロボルトアンペア未満の変圧器に係るもの（容量を三十万キロボルトアンペア以上とするものを除く。）	二十万九千三百円	二十万二百円
ハ　容量三十万キロボルトアンペア未満の変圧器の容量を三十万キロボルトアンペア以上六十万キロボルトアンペア未満とするもの及び容量三十万キロボルトアンペア以上六十万キロボルトアンペア未満の変圧器に係るもの（容量を六十万キロボルトアンペア以上とするものを除く。）	二十五万六千八百円	二十四万七千七百円
(3)　遮断器に係る工事		
イ　電圧一万ボルト未満の遮断器に係るもの	七万五千百円	六万六千七百円
ロ　電圧一万ボルト以上の遮断器に係るもの	十一万四千四百円	十万五千二百円
3　附帯設備に係る工事	十一万四千四百円	十万五千二百円